

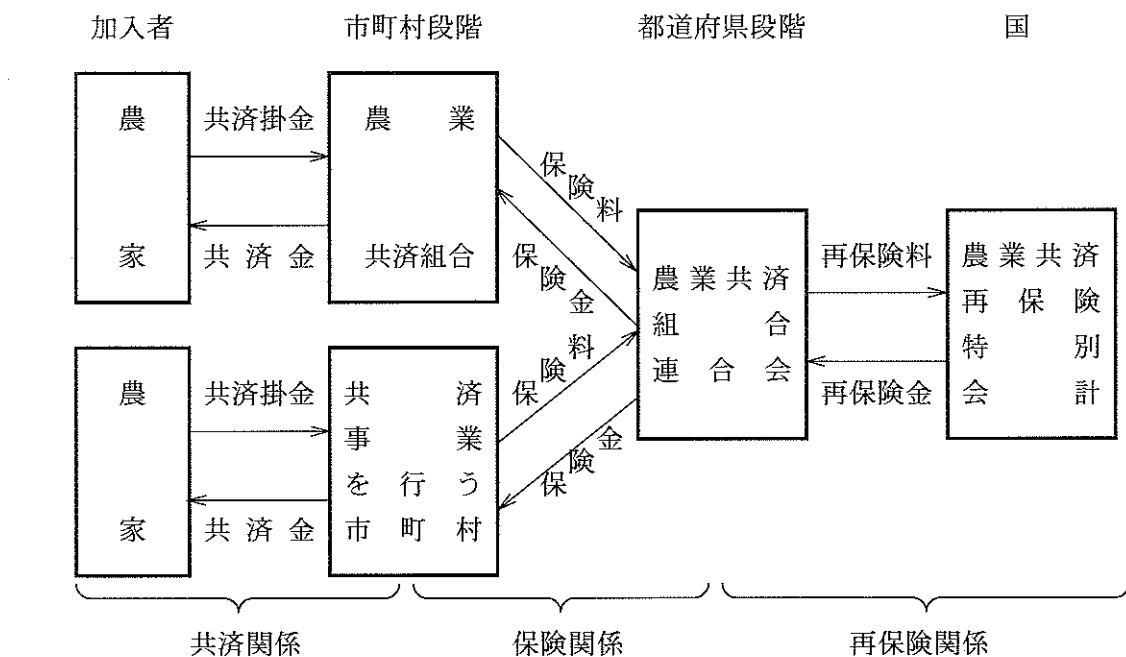
家畜共済の制度の仕組み

機 構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときは、その共同準備財産をもって被災農家に共済金の支払いをするという農家の相互扶助を基本とした制度である。

家畜共済制度は、絶えず発生する死亡、廃用、疾病及び傷害の事故について、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、市町村段階における農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、更に農業共済組合連合会の負う保険責任の一定部分を国の再保険に付している。

家畜共済の実施機構は次のとおりである。



(備考)

農業災害補償制度の運営は、基本的には上記のように三段階制により行われているが、地域の意向により二段階制（特定農業共済組合、政府）での実施も可能とされている。

共済目的

- (1) 牛 原則として出生後第5月の月の末日を経過したもの。組合等の選択により出生後第5月の月の末日を経過しない子牛及び妊娠8か月以後の胎児を対象とすることが可能
- (2) 馬 原則として出生した年の末日を経過したもの
- (3) 種豚 出生後第5月の月の末日を経過したもの
- (4) 肉豚 出生後第20日（その日に離乳していないときは、離乳した日。以下同じ。）から原則として第8月の月の末日までのもの

共済事故

- 牛（子牛を含みます。）、馬及び種豚
死亡（とさつは除かれます。）、廃用、疾病及び傷害
 - 牛の胎児及び肉豚
死亡（とさつは除かれます。）
- （注）事故の一部を共済事故としない方式があります。

加 入

家畜共済には、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者で、組合等の区域内に住所を有するものが加入できます。ただし、農作物共済に加入している農家で、牛又は馬を飼養するものは、総会（又は議会）が議決した場合は、家畜共済に加入しなければならないこととされています（義務加入）。

引受方式

(1) 種 類

「包括共済」と「個別共済」の2種類があります。

引受方式	対 象 家 畜	内 容
包括共済	乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び肉豚 《包括共済対象家畜の種類》	包括共済対象家畜の種類ごとに全頭加入します（特別の事由がある場合は個別共済で加入できます。）。
個別共済	種雄牛及び種雄馬	家畜1頭ごとに加入します。

- (注) 1 肉豚については、飼養区分（離乳又は導入の日を同一とする群）ごとに引き受ける群単位引受方式と、年間一括で引き受ける農家単位引受方式（以下「特定包括共済」という。）があります。
 2 特定包括共済については、一定の加入資格要件を満たす農家が加入できます。
 3 肉豚以外の包括共済及び特定包括共済の場合、共済責任開始後、新しく導入された家畜又は加入資格月（日）齢に達した家畜は、自動的に家畜共済に付されます。

(2) 事故除外

肉豚以外の包括共済及び特定包括共済においては、事故の一部を共済事故から除外して加入することができます。

この場合、除外に見合う共済掛金が割り引きされます。

① 包括共済対象家畜の種類と事故除外できる者の資格

包括共済対象家畜の種類	事 故 除 外 で き る 者 の 資 格
乳牛の雌等	共済掛金期間開始時の有資格頭数が6頭以上であって、かつ、5年以上継続して飼養している者
肉用牛等 種雄馬以外の種 豚	} 5年以上継続して飼養している者
肉 豚	
	共済掛金期間の開始時の有資格頭数が200頭以上であって、かつ、5年以上継続して飼養している者

② 除外できる共済事故と包括共済対象家畜の種類

除 外 で き る 共 済 事 故	包括共済対象家畜の種類
ア 火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）又は自然災害による死産事故以外の死産事故	乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬及び種豚 "
イ 火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）又は自然災害による死産事故以外の死産事故及び病傷事故の全部	
ウ 行方不明に係る廃用事故以外の廃用事故	肉 用 牛 等 種 豚
エ 行方不明に係る廃用事故以外の廃用事故及び病傷事故の全部	
オ 病傷事故の全部	乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬及び種豚 肉 豚
カ 火災、伝染病（法定伝染病、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎及びニパウイルス感染症）又は自然災害による死亡事故以外の死亡事故	

共済掛金期間

共済掛金期間は、共済掛金の支払いを受けた日の翌日から1年間です（ただし、肉豚の群単位引受方式にあっては出生後第20日の日から出生後第8月の月の末日まで）。

共済金額

共済金額は、共済価額に最低割合（2～4割（肉豚は4～6割）の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

$$\text{共済価額} \times \text{最低割合} \leq \text{共済金額} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{ 割}$$

共済価額

(1) 包括共済

肉豚の群単位引受方式以外……包括共済対象家畜の種類ごとの家畜の価額の合計額

肉豚の群単位引受方式……飼養区分ごとに肉豚の価額の合計額

(2) 個別共済

家畜1頭ごとの価額

※家畜の価額の評価方法

当該家畜と同種同類の家畜の平均取引価格相当額（組合等の最寄りの家畜市場における過去1年間の平均取引価格（別に、当該地域における過去1年間の平均取引価格として相応しい一般取引価格が把握できる場合は当該価格）等を基準として行う。

共済掛金

(1) 共済掛金

$$\text{共済掛金の額} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則3年間。家畜異常事故は20年間）における被害率を基礎として定める共済掛金標準率を下らない範囲内において、組合等が設定します。
また、農家の被害率に応じた危険段階別の共済掛金率を設定することができます。
- ② 共済掛金標準率は、一般に3年ごとに改定が行われます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金について、共済金額（農林水産大臣が定める金額を限度とします。）に共済掛金標準率を乗じて得た金額の2分の1（豚は5分の2）を負担します。

家畜診療所

加入家畜の診療と損害防止を行うため、組合等及び連合会は家畜診療所を設けることができます。家畜診療所は、主として次のような業務を行っています。

- ① 加入家畜の病傷事故についての診療
- ② 損害防止
- ③ 引受検査及び評価
- ④ 家畜共済の普及及び加入推進
- ⑤ 畜産諸施策に対する協力

共 済 金

(1) 死廃事故

包括共済対象家畜の種類ごとに定めた年間支払限度額の範囲内で、次式により算出される額と純損害額のいずれか小さい額が共済金として支払われます。

$$\cdot \text{共済金の支払額} = \left(\begin{array}{c} \text{事故家畜（胎児）} \\ \text{の 価 額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{肉皮等残存物価額、廃用家} \\ \text{畜の評価額、補償金等} \end{array} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$$\cdot \text{純損害額} = \text{事故家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物価額又は廃用家畜の評価額} + \text{手当金} + \text{補償金等})$$

なお、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）、自然災害による事故については、支払限度は適用されません。

（注） 肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額は、別に算出される基準額を下限として認定されます。

(2) 病傷事故

① 包括共済

包括共済対象家畜の種類ごとに定めた年間給付限度額の範囲内で疾病及び傷害の診療費（初診料は除かれます。）を給付します。

② 個別共済

家畜1頭ごとに定めた年間給付限度額の範囲内で疾病及び傷害の診療費（初診料は除かれます。）を給付します。

事業実績

(1) 加入の状況（平成18年度）

（単位：千頭、％）

	乳用牛等	肉用牛等	馬	種豚	肉豚
加入頭数	1,488(862)	1,874(639)	29	189	1,785
加入率	90.2	69.0	57.7	25.0	19.2

（注）乳用牛等及び肉用牛等の（ ）内は胎児数であり、外数である。

(2) 共済価額及び共済金額（一頭当たり。平成18年度）

（単位：千円）

	乳用牛等	肉用牛等	馬	種豚	肉豚
共済価額	381.6	380.4	2,070.1	86.2	12.5
共済金額	200.7	180.5	1,014.6	52.8	9.6

(3) 共済金（平成18年度）

（単位：千円）

	乳用牛等	肉用牛等	馬	種豚	肉豚
死産	21,456,206 (128.8)	7,866,810 (113.9)	729,755 (794.9)	502,480 (47.8)	2,442,924 (9.4)
病傷	19,913,853 (13.7)	10,592,130 (8.8)	280,340 (14.8)	199,833 (7.2)	—

（注）（ ）内の値は、死産については一頭当たり、病傷については一件当たりの額である。

平成20年度農業共済関係予算の概要

農林水産省所管 一般会計 (経営局保険課・保険監理官)

(単位:千円)

事 項 等	前年度予算額	平成20年度 概算決定額	増△減額	備 考
(組織) 農林水産本省	112,555,775	96,971,996	△ 15,583,779	
(項) 農林水産本省共通費	5,999	5,990	△ 9	
(項) 農業経営支援対策費	46,631,037	46,299,102	△ 331,935	
(目) 農業共済事業特別事務費補助金				
1. 損害評価特別事務費補助金	101,693	101,693	0	
① 農作物共済損害評価事務費	46,434	45,629	△ 805	
農業共済組合連合会等	38,023	38,287	264	
農業共済組合等	8,411	7,342	△ 1,069	
② 果樹共済損害評価事務費				
農業共済組合連合会等	20,993	22,541	1,548	
③ 畑作物共済損害評価事務費	16,271	15,576	△ 695	
農業共済組合連合会等	12,201	10,916	△ 1,285	
農業共済組合等	4,070	4,660	590	
④ 園芸施設共済損害評価事務費				
農業共済組合連合会等	17,995	17,947	△ 48	
(目) 農業共済事業運営基盤強化対策費補助金				
1. 農業共済高度情報化推進事業費補助金	304,195	292,260	△ 11,935	
① 農業共済電子情報総合活用システム開発事業費	81,095	63,348	△ 17,747	
② 家畜共済事故低減情報システム開発・指導事業費	223,100	160,115	△ 62,985	
③ 衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業費	0	68,797	68,797	新規要求
(目) 農業共済事業事務費負担金	46,225,149	45,905,149	△ 320,000	
(項) 農業経営支援対策費農業共済再保険特別会計へ繰入				
(目) 農業共済再保険特別会計へ繰入	65,918,739	50,666,904	△ 15,251,835	
(うち共済掛金国庫負担金のみ計数)	(64,089,860)	(48,821,450)	(△ 15,268,410)	必要額を反映
(目細) 農業勘定へ繰入				
1. 共済掛金国庫負担金	24,362,906	9,272,549	△ 15,090,357	
(目細) 家畜勘定へ繰入	33,553,929	33,241,260	△ 312,669	
1. 共済掛金国庫負担金	32,840,667	32,539,253	△ 301,414	
2. 家畜共済損害防止事業交付金	713,262	702,007	△ 11,255	
(目細) 果樹勘定へ繰入				
1. 共済掛金国庫負担金	3,479,681	3,485,153	5,472	
(目細) 園芸施設勘定へ繰入				
1. 共済掛金国庫負担金	3,406,606	3,524,495	117,889	
(目細) 業務勘定へ繰入	1,115,617	1,143,447	27,830	
1. 人件費	961,194	999,019	37,825	
2. 事務事業費	154,423	144,428	△ 9,995	
農業共済関係予算合計	112,555,775	96,971,996	△ 15,583,779	